議案第21号

東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村職員退職手当組合規約の変更について

東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、東京都市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議決を求める。

平成27年3月2日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

秋川衛生組合の解散に伴い、東京都市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、及び東京都市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議したいので、本案を提出する。

東京都市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合規約(昭和40年4月1日東京都知事許可)の一部を次のように改正する。

別表第1中「東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合」を「東京都市町村職員退職手当組合」に改める。

別表第2地方公共団体の項第1区の欄中「西多摩衛生組合 秋川

衛生組合」を「西多摩衛生組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

新

旧

別表第1

構成団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ケ島村 小笠原村 阿伎留病院企業団 多摩川衛生組合 西多摩衛生組合 東京都島嶼町村一部事務組合 東京都市町村職員退職手当組合 青梅・羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

略	略	略
第	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂	略
1	町 日の出町 檜原村 奥多摩町	
区	阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合	
	瑞穂斎場組合 青梅・羽村地区工	
	業用水道企業団・羽村・瑞穂地区学	
	校給食組合 西秋川衛生組合 福生	
	病院組合	
略	略	略

<u>附_</u>則

<u>この規約は、東京都知事の許可のあった日</u> から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表第1

構成団体

福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 瑞穂町 日の出町 檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ケ島村 小笠原村 阿伎留病院企業団 多摩川衛生組合 西多摩衛生組合 東京都島嶼町村一部事務組合 東京都市町村職員退職手当組合 秋川衛生組合 青梅・羽村地区工業用水道企業団 瑞穂斎場組合 羽村・瑞穂地区学校給食組合 西秋川衛生組合 東京都三市収益事業組合 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合

別表第2

組合議員選挙区及び議員定数

略	略	略
第	福生市 羽村市 あきる野市 瑞穂	略
1	町 日の出町 檜原村 奥多摩町	
区	阿伎留病院企業団 西多摩衛生組合	
	秋川衛生組合 瑞穂斎場組合 青	
	梅・羽村地区工業用水道企業団・羽	
	村·瑞穂地区学校給食組合 西秋川	
	衛生組合 福生病院組合	
略	略	略